

定期監査結果報告書

平成30監査年度 第2回

(平成31年4月～令和元年7月執行分)

監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	80機関
・政策部 各課	4機関
・危機管理・報道局 各課	2機関
・総務部 各課	7機関
・総務部 現地機関	4機関
・地域交流部 各課	6機関
・地域交流部 現地機関	1機関
・文化・スポーツ交流局 各課	7機関
・県民環境部 各課	8機関
・県民環境部 現地機関	1機関
・健康福祉部 各課	8機関
・男女参画・こども局 各課	3機関
・産業労働部 各課	7機関
・産業労働部 現地機関	1機関
・農林水産部 各課	10機関
・県土整備部 各課	9機関
・出納局 各課	2機関
教育委員会所管の各課	5機関
公安委員会所管の警察本部	1機関
その他の委員会等所管の事務局	6機関
合 計	92機関

佐 賀 県 監 査 委 員

監査第526号
令和元年8月30日

佐賀県議会議長	桃崎峰人様
佐賀県知事	山口祥義様
佐賀県教育委員会教育長	白水敏光様
佐賀県公安委員会委員長	香月道生様
佐賀県選挙管理委員会委員長	大川正二郎様
佐賀県人事委員会委員長	中野哲太郎様
佐賀県労働委員会会長	前田和馬様
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長	徳永重昭様
松浦海区漁業調整委員会会長	川寄和正様

佐賀県監査委員	久本智博
同	森田信彦
同	角貞樹
同	藤木卓一郎

定期監査（平成30監査年度 第2回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の着眼点	1
第 2	監査の結果	3
1	監査の結果の概要	3
2	重要な指摘事項	4
3	その他指摘事項・検討を要する事項	5
4	監査対象機関ごとの監査結果	7
	知事部局所管の各課・現地機関	
	・政策部 各課	7
	・危機管理・報道局 各課	8
	・総務部 各課・現地機関	9
	・地域交流部 各課・現地機関	12
	・文化・スポーツ交流局 各課	14
	・県民環境部 各課・現地機関	16
	・健康福祉部 各課	18
	・男女参画・こども局 各課	20
	・産業労働部 各課・現地機関	21
	・農林水産部 各課	23
	・県土整備部 各課	26
	・出納局 各課	28
	教育委員会所管の各課	29
	公安委員会所管の警察本部	30
	その他の委員会等所管の事務局	30
	用語の解説	32

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

平成31年4月～令和元年7月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	80機関
・ 政策部	6機関
・ 総務部	11機関
・ 地域交流部	14機関
・ 県民環境部	9機関
・ 健康福祉部	11機関
・ 産業労働部	8機関
・ 農林水産部	10機関
・ 県土整備部	9機関
・ 出納局	2機関
教育委員会所管の各課	5機関
公安委員会所管の警察本部	1機関
その他の委員会等所管の事務局	6機関

(組織・所管は平成31年4月1日時点)

3 監査の着眼点

平成30年度予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
 - 目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
 - 予算の執行時期及び財源確保は適正か
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - 契約書の内容は適正か
 - 工事の執行管理は適正か
 - 歳入歳出外現金(保証金等)の管理は適正か

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
補助事業の事前説明は適切に行われているか
補助金等の申請時の審査、実績報告時の確認は適切に行われているか
補助事業の状況確認並びに補助事業完了後の成果確認は適切に行われているか
- (5) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
財産等の管理、処分の手続等は適正か
債権及び基金の管理、運用は適正か

用語の解説については、32 ページから 38 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項			1	2			1			4
その他指摘事項		2	15	26	8		1	10		62
検討を要する事項										
合計		2	16	28	8		2	10		66

(参考)

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数(平成30監査年度合計)

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項		1	2	3	1		1			8
その他指摘事項		2	33	36	18	7	1	26		123
検討を要する事項										
合計		3	35	39	19	7	2	26		131

注：「定期監査結果報告書 平成30監査年度 第1回(平成30年10月～平成31年2月執行分)」の区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数との合計

2 重要な指摘事項

【総務部】

工事請負費の支払いで遅延し遅延利息を支払っているものがあった。

(資産活用課)

工事請負者から請求書が平成30年11月の検査完了日に提出されていたにもかかわらず、平成31年3月に支払っていた。

工 事 名	29 資工営 4 号 旧鹿島総合庁舎解体工事 (1 工区)
工 期	平成 29 年 12 月 22 日 ~ 平成 30 年 11 月 30 日
検 査 完 了 日	平成 30 年 11 月 30 日
請 求 日	平成 30 年 11 月 30 日
請 求 額	61,363,200 円
支 払 日	平成 31 年 3 月 5 日
遅 延 利 息 額	254,100 円

【文化・スポーツ交流局】

支出負担行為で遅延しているものがあった。

(SAGA サンライズパーク整備推進課)

委 託 名	平成 30 年度佐賀県総合運動場等管理運営業務
契 約 期 間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日
契 約 金 額	172,000,000 円 (平成 30 年度分)
支 出 負 担 行 為 す べ き 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日
支 出 負 担 行 為 月	平成 30 年 7 月

【県民環境部】

証紙収入の報告で誤っているものがあった。

(循環型社会推進課)

産業廃棄物処理業許可申請に係る徴収で、平成30年12月に徴収した証紙収入について、誤った報告を行い、年度を越えて修正報告していた。

事 項 名	産業廃棄物処理業許可申請 (特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請)
徴 収 月	平成 30 年 12 月

報 告 月 (正)平成31年1月
(誤)令和元年5月
報告すべき額 (正)<全体> 3,276,000円(42件分)
うち、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請分 81,000円(1件分)
(誤)<全体> 3,438,000円(44件分)
うち、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請分 243,000円(3件分)
過大報告額 162,000円

【農林水産部】

補助金事務に関し適正でないものがあった。

(水産課)

補助対象事業が当該年度内に完了していなかった。

補助金名 平成30年度佐賀県新規就業者支援事業費補助金
補助対象事業費 8,717,874円
補助金額 8,717,874円

うち完了していなかった事業

事業名 佐賀県玄海地区における新規漁業就業者募集PR業務委託
事業費 3,061,800円
契約期間 平成31年3月1日～平成31年3月31日
事業完了予定日 平成31年3月31日
事業完了日 平成31年4月19日

3 その他指摘事項・検討を要する事項

- (1) 予算関係 (0件)
- (2) 給与、旅費関係 (2件)
教育業務連絡指導手当で返納を要するもの
ホテル利用等確認簿を作成していないもの
- (3) 収入関係 (15件)
調定で遅延しているもの
収入未済があるもの
証紙の消込時期が適正でないもの
証紙収入の報告で遅延しているものや金額を誤っているもの
- (4) 支出関係 (26件)
支出負担行為で遅延しているもの
支払いで遅延しているもの

支出科目の繰越区分を誤っているもの
検査完了後の支出で遅延しているもの
緊急用前途資金の取扱いが適正でないもの
資金前渡の精算で適正でないもの
立替払により支出しているもの

(5) 契約関係 (8件)

予定価格調書が作成されていないもの
契約書に収入印紙が貼付されていないものや金額を誤っているもの
委託業務の履行確認で額の確認を行っていないもの
産業廃棄物処理を無許可の業者に委託しているもの
委託業者決定後、仕様書を大幅に変更し、委託業者と変更契約しているもの
企画コンペの公示に必要な事項を記載しないまま、1者参加での企画コンペを実施しているもの

(6) 工事の執行関係 (0件)

(7) 補助金関係 (1件)

実績報告書を提出させていないもの

(8) 財産関係 (10件)

切手及びレターパックの管理が適正でないもの
財産台帳や公有財産貸付台帳で記載漏れや誤りがあるもの
物品で亡失しているもの

(9) その他 (0件)

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の各課・現地機関

・政策部 各課

監査対象機関名	政策課
監査執行年月日	令和元年 7月 3日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	企画課
監査執行年月日	令和元年 6月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田 信彦 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	秘書課
監査執行年月日	令和元年 5月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田 信彦 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	広報広聴課
監査執行年月日	令和元年 7月 1日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田 信彦 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

・危機管理・報道局 各課

監査対象機関名	危機管理・報道課
監査執行年月日	令和元年 7月 2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防防災課
監査執行年月日	令和元年 7月23日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>財産台帳（有価証券その他）の履歴台帳への記載がもれているもの、借入物品で財務経営システムへの入力が見逃されているものがあった。</p>

・総務部 各課・現地機関

監査対象機関名	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）
監査執行年月日	令和元年 7月23日
監査執行者	監査委員 角貞樹 藤木卓一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	人事課（行政経営室）
監査執行年月日	令和元年 7月16日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。（退職手当返納金）

監査対象機関名	財政課
監査執行年月日	令和元年 7月18日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ホテル利用等確認簿を作成していなかった。

監査対象機関名	税政課
監査執行年月日	令和元年 7月17日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	資産活用課
監査執行年月日	令和元年 7月19日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事請負費の支払いで遅延しているものがあった。</p> <p>産業廃棄物処理で無許可の業者に委託しているものがあった。</p> <p>売却した土地・工作物を財産台帳に記載していないものや、財産台帳で土地の実測面積を記載していないものがあった。</p> <p>検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	統計分析課
監査執行年月日	令和元年 6月27日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	情報課(情報化推進室)
監査執行年月日	令和元年 7月11日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	公文書館
監査執行年月日	令和元年 7月23日
監査執行者	監査委員 角貞樹 藤木卓一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀県税事務所
監査執行年月日	令和元年 7月 4日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p> <p>切手及びレターパックの管理で適正でないものがあった。</p> <p>財産台帳(土地・建物・工作物)で価格記載のないものや、改設・修繕を行った際の履歴台帳への記載がないもの、使用許可・貸付台帳で整理されていないものや記載が重複しているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津県税事務所
監査執行年月日	令和元年 5月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p>

監査対象機関名	武雄県税事務所
監査執行年月日	令和元年 7月 1日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p>

・地域交流部 各課・現地機関

監査対象機関名	さが創生推進課（移住支援室）
監査執行年月日	令和元年 6月20日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	市町支援課
監査執行年月日	令和元年 6月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	国際課
監査執行年月日	令和元年 7月12日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。 資金前渡した経費の精算で遅延しているものがあった。 補助金の実績報告書で提出されていないものがあった。

監査対象機関名	空港課
監査執行年月日	令和元年 7月 9日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	交通政策課
監査執行年月日	令和元年 7月16日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	港湾課
監査執行年月日	令和元年 6月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	国際交流プラザ
監査執行年月日	令和元年 7月12日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・文化・スポーツ交流局 各課

監査対象機関名	SAGA スポーツピラミッド推進グループ
監査執行年月日	令和元年 6月 3日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	文化課 (文化財保護室)
監査執行年月日	令和元年 6月21日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	スポーツ課 (競技力向上推進室)
監査執行年月日	令和元年 6月26日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 緊急用前渡資金の取扱いで適正でないものがあった。 委託業者決定後に、仕様書を大幅に変更し、委託業者と変更契約しているものがあった。

監査対象機関名	SAGA サンライズパーク整備推進課
監査執行年月日	令和元年 6月28日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 調定で遅延しているものがあった。 支出負担行為で遅延しているものがあった。 支払で遅延しているものがあった。 繰越区分で誤っているものがあった。

監査対象機関名	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会総務企画課
監査執行年月日	令和元年 6月26日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技式典課
監査執行年月日	令和元年 6月 5日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	観光課
監査執行年月日	令和元年 7月 8日
監査執行者	監査委員 森田信彦 藤木卓一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 県民環境部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	県民協働課
監査執行年月日	令和元年 6月14日
監査執行者	監査委員 森田信彦 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>契約金額が百万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書が作成されていないものがあった。</p>

監査対象機関名	まなび課
監査執行年月日	令和元年 7月 1日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	人権・同和対策課
監査執行年月日	令和元年 6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（貸付金元利収入）</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	くらしの安全安心課（交通事故防止特別対策室）
監査執行年月日	令和元年 6月 6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	環境課
監査執行年月日	令和元年 6月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	原子力安全対策課
監査執行年月日	令和元年 6月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明海再生・自然環境課
監査執行年月日	令和元年 6月20日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 財産台帳で工作物の価格を記載していないもの、また、面積が0㎡となっている土地に価格を記載しているものがあった。

監査対象機関名	循環型社会推進課
監査執行年月日	令和元年 6月14日
監査執行者	監査委員 久本智博 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 証紙収入の報告で誤っているものがあった。

監査対象機関名	消費生活センター
監査執行年月日	令和元年 6月6日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・健康福祉部 各課

監査対象機関名	福祉課
監査執行年月日	令和元年 7月 3日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	長寿社会課（地域包括ケア推進室）
監査執行年月日	令和元年 6月26日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	障害福祉課（就労支援室）
監査執行年月日	令和元年 7月 3日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（社会福祉費負担金 ほか）</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>企画コンペで公示に最優秀提案の決定方法を記載しておらず、また、最低基準点を記載せずに1者参加での企画コンペを実施しているものがあった。</p>

監査対象機関名	医務課
監査執行年月日	令和元年 6月28日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（看護師等修学資金貸付金）</p>

監査対象機関名	国民健康保険課
監査執行年月日	令和元年 6月28日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	健康増進課（がん撲滅特別対策室）
監査執行年月日	令和元年 6月28日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 委託業務の履行確認で額の確定をしていないものがあった。

監査対象機関名	薬務課
監査執行年月日	令和元年 6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	生活衛生課
監査執行年月日	令和元年 6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・男女参画・こども局 各課

監査対象機関名	男女参画・女性の活躍推進課
監査執行年月日	令和元年 6月10日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	こども未来課
監査執行年月日	令和元年 6月20日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	こども家庭課
監査執行年月日	令和元年 6月20日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 財産台帳に土地の実測面積等を記載していないものや、財産の貸付台帳等で期間等を更新していないものがあった。

・産業労働部 各課・現地機関

監査対象機関名	産業企画課
監査執行年月日	令和元年 7月 5日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	経営支援課
監査執行年月日	令和元年 7月 9日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(小規模企業者等設備導入等事業支援貸付金、弁償金)

監査対象機関名	ものづくり産業課(コスメティック構想推進室)
監査執行年月日	令和元年 6月27日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	新エネルギー産業課
監査執行年月日	令和元年 6月28日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 契約書に貼付された収入印紙で金額が誤っているものがあった。 財産台帳(土地)で価格を記載していないものがあった。

監査対象機関名	企業立地課
監査執行年月日	令和元年 7月 1日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業人材課
監査執行年月日	令和元年 7月 5日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	流通・貿易課
監査執行年月日	令和元年 6月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	東部工業用水道管理事務所
監査執行年月日	令和元年 5月27日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・農林水産部 各課

監査対象機関名	農政企画課
監査執行年月日	令和元年 6月27日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	生産者支援課
監査執行年月日	令和元年 7月 3日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(農業改良資金貸付金、林業改善資金貸付金)</p>

監査対象機関名	農産課
監査執行年月日	令和元年 7月17日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>交流集会の参加費で立替払により支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	園芸課
監査執行年月日	令和元年 7月19日
監査執行者	監査委員 森田信彦 藤木卓一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	畜産課
監査執行年月日	令和元年 7月18日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農山漁村課
監査執行年月日	令和元年 7月 9日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農地整備課
監査執行年月日	令和元年 7月 1日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業課
監査執行年月日	令和元年 7月17日
監査執行者	監査委員 森田信彦 藤木卓一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	森林整備課
監査執行年月日	令和元年 7月23日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	水産課
監査執行年月日	令和元年 6月19日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>補助事業で年度内に完了していないものがあった。</p>

・ 県土整備部 各課

監査対象機関名	県土企画課
監査執行年月日	令和元年 6月27日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	建設・技術課
監査執行年月日	令和元年 5月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	入札・検査センター
監査執行年月日	令和元年 6月21日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	道路課
監査執行年月日	令和元年 7月 5日
監査執行者	監査委員 久本智博 藤木卓一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	土地対策課
監査執行年月日	令和元年 6月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	都市計画課
監査執行年月日	令和元年 7月 4日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>証紙の消込時期で適正でないものがあった。</p> <p>財産台帳（土地・建物）の記載で漏れているものがあった。</p>

監査対象機関名	下水道課
監査執行年月日	令和元年 6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	建築住宅課（施設整備室）
監査執行年月日	令和元年 7月10日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（住宅使用料、弁償金）</p> <p>証紙収入の報告で誤っているものがあった。</p> <p>備品現在高報告書、行政財産使用許可台帳及び土地建物借受台帳の記載内容で誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	河川砂防課（城原川ダム等対策室）
監査執行年月日	令和元年 7月10日
監査執行者	監査委員 久本智博 藤木卓一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・ 出納局 各課

監査対象機関名	会計課
監査執行年月日	令和元年 6月26日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	総務事務センター
監査執行年月日	令和元年 7月19日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>契約書で収入印紙を貼付していないものがあった。</p>

教育委員会所管の各課

監査対象機関名	教育総務課
監査執行年月日	令和元年 7月18日
監査執行者	監査委員 久本智博 藤木卓一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(佐賀県育英資金貸付金 ほか)</p>

監査対象機関名	教育振興課(特別支援教育室)
監査執行年月日	令和元年 5月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	教職員課
監査執行年月日	令和元年 6月18日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>教育業務連絡指導手当で返納を要するものがあった。 変更契約書で収入印紙を貼付していないものがあった。</p>

監査対象機関名	学校教育課(教育情報化支援室)(人権・同和教育室) (全国高総文祭推進室)
監査執行年月日	令和元年 7月11日
監査執行者	監査委員 森田信彦 藤木卓一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品で亡失しているものがあった。</p>

監査対象機関名	保健体育課
監査執行年月日	令和元年 6月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(弁償金)

公安委員会所管の警察本部

監査対象機関名	警察本部
監査執行年月日	令和元年 7月22日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

その他の委員会等所管の事務局

監査対象機関名	議会事務局
監査執行年月日	令和元年 7月 3日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	選挙管理委員会事務局
監査執行年月日	令和元年 6月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	人事委員会事務局
監査執行年月日	令和元年 6月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	労働委員会事務局
監査執行年月日	令和元年 6月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	海区漁業調整委員会事務局
監査執行年月日	令和元年 6月19日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	監査委員事務局
監査執行年月日	令和元年 6月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 森田信彦 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

用語の解説

用 語	説 明
定 期 監 査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p> <p>10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、</p>

	<p>政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定(受入)決議書により徴収の決定(以下「調定」という。)を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定(以下「一般調定」という。)</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定(以下「払込調定」という。)</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定(以下「公金振替調定」という。)</p>
<p>支出負担行為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為 補助金の交付の決定行為 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法</p> <p>第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>資金前渡</p>	<p>資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。</p> <p>地方自治法施行令</p> <p>第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p>

	<p>17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p>
<p>緊急用前途資金</p>	<p>佐賀県財務規則取扱要領 第 70 条関係 資金前渡 6 緊急用前渡資金の取扱い</p> <p>(1) 規則第 70 条第 2 項第 3 号に基づく緊急時の支払に備えて常時保有しておく資金（以下、「緊急用前渡資金」という。）は、突発的な出張用務の際の駐車料金等、通常の支払では対応できない場合に備えて資金前渡するものであり、緊急支払等、他の支払方法により対応できるものについては、他の方法によるべきものであること。特に、緊急用前渡資金があることを前提に、事前の事務処理を怠るなどということがないように注意すること。</p> <p>(2) 緊急用前渡資金の対象は、次に掲げる経費に限定されていることに注意すること。</p> <p>ア 通行料、駐車料、渡船料及び入場料 イ 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費 ウ 即時現金支払いをしなければ契約し難い物品購入、運搬、借上げ、役務の提供、会食、物品の修理及び物品の処分に要する経費 エ 自動口座振替の方法により支払う経費（共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則（平成 19 年佐賀県規則第 6 号）第 2 条に規定する共通費管理システムにより支出事務を処理する公共料金等に限る）</p> <p>(3) 緊急用前渡資金の交付は経費の費目ごとに、3 か月を超えない範囲で使用が見込まれる金額で、全体で 3 万円を上限とする。ただし、特別の事情により、会計管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。 （以下、略）</p>

<p>仕 様 書</p>	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
<p>財 務 経 営 シ ス テ ム</p>	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。</p>
<p>財 産 台 帳</p>	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1)土 地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2</p> <p>(2)建 物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4</p> <p>(3)工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6</p> <p>(4)立 木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8</p> <p>(5)船 舶 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10</p> <p>(6)用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12</p> <p>(7)無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14</p> <p>(8)有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>

工 作 物	<p>工作物とは、佐賀県公有財産規則で分類されている区分で、発電設備、冷暖房装置等が該当します。</p>
<p>需用品等出納・供用簿</p>	<p>需用品等出納・供用簿とは、消耗品のうち、受入後直ちに交付する軽易な物品等以外のものについて、受入、保管や払出について記録する帳簿です。</p> <p>佐賀県財務規則 第 146 条</p> <p>4 委任出納員又は物品出納員は、第 1 項の規定による送付又は前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿（次項において「出納簿」という。）に記入し、通知書等と照合のうえ、物品を受け入れなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる帳簿については、法令その他の規程により別に定める帳簿への記入をもって、それぞれ第 1 号又は第 2 号に掲げる帳簿への記入に代えることができる。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿 (2) 消耗品 需用品等出納・供用簿 (3) 生産品 生産品出納・処分簿</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1) 官報、公報、新聞、雑誌その他これらに類する物品 (2) 贈与又は扶助の目的で購入し、直ちに払い出す物品 (3) 受入後直ちに交付する軽易な物品(郵便切手類、薬品類、肥飼料及び原材料品を除く。)</p> <p>第 149 条 物品管理員は、供用（自己の管理に係る物品を自己の所属する本庁等の各課又はかいの職員に使用させるための交付をいう。以下同じ。）をするときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿（以下この条において「管理簿等」という。）に必要な事項を記入しなければならない。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿 (2) 生産品 生産品出納・処分簿 (3) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>3 次に掲げる物品の供用を受けた職員は、管理簿等に準じて作成した補助簿に、当該物品の使用状況を記入しなければならない。</p> <p>(1) 一定期間の使用量を見込んで多量に供用をされた物品 (2) 前号に掲げるもののほか、物品管理員から特に指定された物品</p>

<p>基金</p>	<p>基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。</p> <p>国の経済対策に伴い、多くの基金が創設されています。</p> <p>地方自治法 第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>
<p>収支等命令者</p>	<p>収支等命令者とは、知事及び知事の委任を受けて、収入金の徴収、支出負担行為、収入及び支出の命令、歳入歳出外現金の出納通知などを行う者をいいます。（主に所属長）</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条第 9 号 知事及び知事の委任を受けて収支等の全部又は一部を行う者をいう。</p>
<p>物品管理員</p>	<p>物品管理員とは、物品の管理（会計管理者、委任出納員及び物品出納員の保管に係るものを除く。）を行う者をいいます。（主に所属長）</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条第 12 号 物品の管理（委任出納員及び物品出納員の保管に係るものを除く。以下同じ。）を行う者をいう。</p>
<p>委任出納員</p>	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条第 10 号 会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>

<p>経 理 員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 9 条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第 14 条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <p>(1) 庶務に従事する職員 (2) 出納局の職員 (3) 生産品の販売を担当する職員</p>
<p>か い</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることのできる機関として指定されたものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 2 条第 7 号 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>

(注) 関係条文を一部抜粋